

同意書

【令和5年度】

習志野市保育施設入所・入園及び転所申込にあたっての確認事項となります。

ご了承いただいた上で、確認欄に☑をし、署名をお願いします。

保育施設入所(園)・転所(園)申込の確認事項

保育施設入所(園)・転所(園)申込の確認事項		確認欄
1	支給認定証について	確認欄
①	給付認定申請を行った方の給付認定通知と支給認定証の交付は、給付認定申請が集中し、給付認定の確認事務に時間を要する時期は、申請後30日を超えて通知することがあります。	
②	「教育・保育給付認定(2号または3号)」が決定しても、希望する特定教育・保育施設等の利用希望者が多数の場合、入所できない場合があります。	
③	特定教育・保育施設等の継続入所には、2号または3号の給付認定を受けていることが必要となります。給付認定基準を満たさなくなった場合は、その時点で退所となります。小学校入学までの継続入所を保証するものではありません。なお、給付認定基準を満たしていることの確認は毎年1回必ず行います。	
2	申込について	確認欄
①	申込時の就労(勤務先・勤務日数・勤務時間等)等の状況が入所(転所)後も継続するものとして利用調整を行います。入所(転所)内定後や入所(転所)した時点で、申込内容が変更となった場合(転職等により就労状況が変更、家族構成、申込をした児童の健康状況等)は、 入所(転所)内定の取消もしくは退所となることがあります。 また、利用調整(入所選考)に係る条件が変わるため、入所(転所)後半年間は勤務日数・時間を減らした場合、退所となる場合があります。	
②	申込手続きに必要な書類(申込時の不足書類や変更のための書類を含む)は、必ず指定の様式で提出してください。書類の提出がない場合は、入所(転所)に必要な要件の確認及び優先順位の確認ができないため、利用調整(入所選考)にあたり不利になる場合や、利用調整(入所選考)ができない場合があります。また、書類不備として保留(不承諾)となることがあります。	
③	申込手続きに必要な書類(申込時の不足書類や変更のための書類を含む)は、申込締切日までに子ども保育課に提出してください。申込締切日を過ぎて、子ども保育課に届いた書類は翌月以降(4月入所の1次利用調整の場合は2次)の利用調整から反映となります。そのため、申込締切日以降の申込内容(希望保育施設等)の変更はできません。 なお、 令和5年4月入所(転所)申込の郵送での受付に限り、申込締切日消印有効です。令和5年5月～令和6年3月入所(転所)申込の郵送での受付は、申込締切日必着です。 また、必要書類の同封漏れや郵送事故による未着について、市は責任を負いません。	
④	育児休業取得中などの場合を除き、「就労証明書」の直近3か月間の勤務実績が、契約上の勤務日数・時間数に満たない場合は、契約上の内容では利用調整をしないことがあります。また、自営業の場合は「就労証明書」の他に実績が確認できる書類の提出が必要のため、提出のない場合は利用調整にあたり不利になる場合があります。	
⑤	同居の18歳以上65歳未満の親族がいる場合で、その者が児童を保育することができないことを証明する各種証明書の提出がない場合、利用調整において不利となります。 ※令和5年度の利用調整において、18歳以上65歳未満とは昭和33年4月2日～平成16年4月1日生まれの方を指します。その年度の4月1日時点での年齢で確認しますので、申込時点で既に誕生日を迎え、65歳となっている昭和33年4月2日生まれ以降の方についても提出がない場合不利となりますのでご注意ください。	
⑥	利用調整における保育の優先度合が同程度となった場合、保護者(父母ともに非課税の場合は同居している祖父母のいずれか税額の高い方)の市民税所得割額がより低い児童が優先となります。 住民税の未申告により市民税所得割額が確認できない場合や(非)課税証明書の提出が必要な方にも関わらず未提出の場合には、利用調整において不利になることがあります。また、申込書に記載のある住所にて市民税所得割額の確認をするため、住所の記載漏れや記載誤り等により確認ができなかった場合は(非)課税証明書の提出が必要となることもありますのでご注意ください。 ※4月～8月入所申込: 令和4年度(非)課税証明書 9月～3月入所申込: 令和5年度(非)課税証明書	
⑦	就労証明書等、提出された書類については、その内容について発行元等に問い合わせをする場合があります。また、提出された書類は返却できません。	
⑧	児童を安全に保育するため、アレルギーや疾病等は、程度にかかわらず必ず申し出てください。また、アレルギーや疾病内容の確認と保育を実施するにあたり特別な配慮が見込まれる場合には、主治医の意見書や診断書などを提出していただくことがあります。	
⑨	入所(転所)申込を取り下げの場合は、申込締切日までに「入所(転所)申込取下届」を子ども保育課へ提出してください。	
⑩	申込後、認定保護者や児童が市外に転出した場合や、提出された書類において保育にあたれない要件の確認ができなくなった場合は、入所(転所)申込が取り下げられたものとみなし、利用調整を行いません。(本市への転入での申込の場合においては、習志野市に転入後改めて申込がない場合、転入が確認できた時点で取り下げたものとみなします。)	
⑪	小規模保育事業等、2歳児クラスまでの施設に入所した場合、3歳児クラスへの進級にあたり、進級先施設以外への転所は保証されていません。また、進級先施設が複数園設定されている施設の場合、必ずしも希望する施設に行けるわけではありません。	
⑫	私立の認可保育施設では保育料や制服代等の学用品費の他に、上乗せ徴収として別途費用がかかる園があります。費用は各園にて異なりますので、必ず各園に事前にご確認ください。なお、入所(転所)内定後に、保育料の他に上乗せ徴収があることを知らなかったという理由であっても、他の園への優先転所等はできません。	
3	入所保留(不承諾)の場合	確認欄
①	入所保留(不承諾)の場合、申込書の継続申込欄にチェックがある方については、年度内(令和6年3月入所まで)は、毎月利用調整(入所選考)を実施します。 令和6年4月以降の入所希望は別途申込が必要となりますのでご注意ください。	

裏面もご確認ください。

保育施設入所(園)・転所(園)申込の確認事項

4 入所(転所)承諾(内定)の場合		確認欄
①	入所(転所)承諾(内定)後は、入所(転所)月の前月末までに入所(転所)承諾(内定)施設で行われる入所説明会に参加することが必要となります。入所説明会に参加しない場合や、入所(転所)内定後入所意志の確認が取れない場合は入所(転所)承諾(内定)を取り消す場合があります。	
②	入所(転所)承諾となった場合、入所(転所)月中に利用を開始することが必要です(原則、毎月開所日数の半分以上の利用が必要)。入所(転所)決定月中に利用開始ができない場合は入所(転所)承諾(内定)を取り消します。入所(転所)日は4か月未満児を除き、原則各月1日からとなります。また、4か月未満児以外で実際の利用開始日が各月1日以降となった場合も、原則一箇月分の保育料をお支払いいただきます。(日割り計算等はいたしません。)	
③	申込児童の健康状況が、提出された健康状況調査票及び状況調査票と異なる場合、入所(転所)承諾(内定)を取り消す場合があります。申込後に申込内容の変更が生じた場合は、速やかにこども保育課まで届出てください。また、記載内容によっては、後日面談をさせていただく場合があります。	
④	入所承諾(内定)を辞退した場合、辞退した月の不承諾通知書の発行はできません。また、辞退点及び辞退歴が付与されるため、今後の利用調整が不利となります。辞退点の減点は同年度内のみですが、辞退歴は新年度に継続します。	
5 育児休業からの復帰にともなう申込の場合		確認欄
①	育児休業から復職予定で申込みをし、入所(転所)が決定した場合、入所(転所)決定月の翌月10日までの「復職」が条件となりますので、必ず事前に職場との調整をお願いいたします。また、復職後は速やかに、就労証明書をこども保育課又は入所(転所)施設へ提出してください。提出が無い場合、原則、退所となります。復職にあたり、部署異動、派遣先の変更はかまいません。なお、利用調整(入所選考)に係る条件が変わるため、入所(転所)後半年間は転職(派遣元の変更を含む)または、育児短時間の取得以外で勤務日数・時間を減らした場合、入所(転所)内定取消または退所となる場合があります。	
②	「育児休業から復帰する保護者が保育」している場合の加対象期間は、就労証明書に記載された育児休業取得期間の最終日が属する月の翌月分利用調整まで対象となります(入所申込締切日時時点で育児休業中であれば対象です)。育児休業を延長された場合は、改めて就労証明書を提出してください。 ※なお、育児休業の加対象期間が終了した方について、こども保育課から個別にはお知らせしません。	
③	「育児休業の延長も許容できる」を選択した場合、利用調整の優先順位が下がります。また、翌月以降の申込は原則取上げていただきます。継続審査を希望される場合は、申込書①の「ア」にチェックをして下さい。ただし、申込を継続しても待機期間には含まれません。	
6 その他		確認欄
①	習志野市が「教育・保育給付認定(2号または3号)」の給付認定審査、利用者負担額の決定及び利用調整(入所選考)に必要な住民基本台帳に基づく情報・旧外国人登録・課税賦課・生活保護受給の有無・児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給状況・各種障害者手帳の取得状況の確認をすること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額や世帯の住民記録情報について、利用する特定教育・保育施設等に対し、提供します。	
②	申込にあたり提出された書類及び、児童の健康状況、就労状況、家庭状況等の情報について、入所(転所)承諾(内定)となった特定教育・保育施設等に対し、提供します。	
③	「令和5年度認可保育施設入所・入園案内」の内容について、ご理解・ご了承いただいた上でお申し込みください。	

習志野市 こども部長 あて

保育施設入所・入園申込にあたり、上記の内容について同意します。

※同居している全ての方の同意が必要となります。ただし、未成年者で収入がない方については、同意の必要はありません。

令和 年 月 日

保護者(父)氏名 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

保護者(母)氏名 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

続柄()氏名 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

続柄()氏名 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

※記入欄が不足する場合は下記の余白部分に署名してください。

児童氏名 _____
(入所を希望する全員の氏名)